JA京都市版GAP制度実施要領

（目的）

第１条　この要領は、JA京都市の組合員が生産する農産物について、JA京都市が定める農業生産工程管理（JA京都市版GAP基準（以下、「基準」という。）に従って、生産、管理されたことを京都市と連携して調査及び審査し、JA京都市が承認する制度の実施に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

（１）　対象農産物　　「野菜」「果樹」とする。

（２）　基準適合　　　農産物の生産、管理に当たって、JA京都市が定める基準に関する要件に適合していることを審査委員会が承認することをいう。

（３）　基準適合取得者　前号の規定により承認を受けた組合員、団体をいう。

（４）　調査員　　　　ほ場の生産工程管理の実施状況を基準に基づき調査する者をいう。調査員は、基準を満たしているか否か、改善指示及び指導、改善状況の現地調査を行い、その結果をJA京都市版GAP審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に報告する。

　　　　　　　　　　　なお、調査員は、JA京都市が実施する研修・説明会を受講するものとする。

（５）　審査委員　　　審査委員会を構成する、京都市、JA京都市及び外部の専門家等の審査を実施する者をいう。

（審査委員会）

第３条　JA京都市は、制度の公平性及び客観性を確保し、適正な運営を図るため、別に定めるところにより、審査委員会を設置する。

２　前項の審査委員会においては、申請内容の適合性の可否の審査及び承認の取消等を行う。

（基準）

第４条　JA京都市は、本要領に基づく承認を行うために、基準を定めるものとする。

（申請者の要件）

第５条　基準適合の承認を申請する事ができる生産者又は団体は、次の要件に該当するものとする。

（１）　JA京都市の組合員で農産物を生産する個人、若しくは個人が共同管理により生産を行う任意組織若しくは、法人又はそれらが組織する団体

（２）　前号における任意組織若しくは法人又は団体については、対象とする農産物に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準に基づき生産出荷が行われているものに限る。

（申請）

第６条　基準適合の承認を受けようとする生産者又は団体は、農業生産工程管理の取組状況について自己点検を行った後、様式第１号により関係書類を添えてJA京都市に申請するものとする。

２　申請並びに調査及び審査に要する経費は無料とする。

（調査）

第７条　JA京都市は、前条の規定による申請があったときは、調査員による現地調査を行う。

２　調査員は、基準の適合性について調査し、その結果を審査委員会に報告し、審査委員会は、報告のあった調査結果について、基準の適合性の可否の審査を行う。

（是正）

第８条　調査の結果、不適合であった場合には、調査員は申請者に対して様式第２号により是正指示を行うとともに、当該申請者は、是正指示を受けた日から１ケ月以内に是正報告書（様式第３号）を調査員に提出できるものとする。

２　調査員は、必要と認められる場合は是正箇所について現地調査し、その結果を審査委員会に報告する。

（基準適合の承認及び登録）

第９条　基準適合の承認は、対象となる農産物を栽培するほ場ごとに行う。

２　JA京都市は、審査委員会の審査の結果、承認された場合には、当該申請者に基準適合承認書（様式第４号）を交付し、その内容を登録するものとする。

３　JA京都市は、前項の審査の結果、申請者の取組が基準に適合していないと認めるときは、当該申請者に理由を付してその旨通知（様式第５号）するものとする。

（監査）

第１０条　JA京都市は、承認を受けた者に対し、必要があると認められるときは、基準適合の可否を監査する。

２　前項において、JA京都市は、改善の必要があると認めるときは、承認を受けた者に対し、必要な措置を講じるよう指示するものとする。

（有効期間）

第１１条　基準適合承認の有効期間は、承認を受けた日から起算して２年を経過した日の属する月の月末とする。

（登録内容の変更）

第１２条　基準適合取得者は、申請した内容に変更が生じた場合は、様式第６号により遅滞なくJA京都市に届け出るものとする。

（公表及び表示）

第１３条　JA京都市は、制度の概要、基準及び登録情報についてJA京都市のホームページで公表するものとする

２　基準適合取得者は、承認されたほ場及び当該ほ場で生産された農産物について基準適合マークを使用する事ができる。

３　基準適合マークは、承認されたほ場及び当該ほ場で生産された農産物以外に使用してはならない。

４　基準適合マークの規格及び使用方法等については、別に定める。

（基準適合取得者の遵守事項）

第１４条　基準適合取得者は、関係法令を遵守しなければならない。

２　基準適合取得者は、生産管理、品質管理に誠意をもって取り組まなければならない。

３　基準適合取得者は、基準に則した生産管理の実践を行い、１年に１回以上、自己点検を実施し不適切な事項が有れば、改善を行うよう努めなければならない。

４　基準適合取得者は、JA京都市の行う監査等に誠実に対応しなければならない。

（基準適合の承認及び登録の取消）

第１５条　JA京都市は、次の各号に該当する場合に、審査委員会の意見を踏まえ、基準適合の承認、登録を取り消すことができる。

（１）　基準適合取得者の取組が基準等に適合していない事、不適切な事実が確認され、かつ改善措置に従わない場合

（２）　基準適合取得者の申請内容に虚偽が判明した場合

（３）　基準適合取得者が基準適合マークを不正に使用した場合

（４）　その他基準適合取得者が信頼性を著しく損なう行為をした場合

２　JA京都市は、基準適合取得者から承認、登録の取り消し申請があった場合には、承認、登録を取り消すものとする。

３　JA京都市は、第１項により承認、登録を取り消した場合には、基準適合取得者に理由を付して通知するものとする。

（書類の整備）

第１６条　基準適合取得者は、承認を受けた取り組みに関する書類、所属する構成員の名簿等を整備し、承認を受けた日から起算して５年間保管するものとし、JA京都市から求めがあった場合には、これを開示しなければならない。

２　JA京都市は、審査委員会の議事録及び審査に付した現地調査結果等に関する書類について、承認をした日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（事故等の対応）

第１７条　基準適合した農産物について、品質等に関する事故等が発生した場合は、基準適合取得者がその責任を負うものとし、誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

２　JA京都市は、事故等が発生した場合、原因究明を行うとともに、基準適合取得者に対し、指導を行うものとする。

（その他）

第１８条　この要領に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は営農経済部長が別に定める。

　　附　則

１　この要領は、平成　　年　　月　　日から施行する。